

保険医療機関に関する揭示事項

公益財団法人 北海道医療団 音更病院

〒080-0318 北海道河東郡音更町緑陽台南区 2 番地 6

TEL 0155-31-7111 / FAX 0155-31-3639

(令和 8 年度診療報酬改定対応)

当院では、保険医療機関として、関係法令の定めに基づき以下の事項を揭示しています。ご不明な点は受付までお問い合わせください。

1. 入院基本料について

当院は、入院患者の皆さまに対して、療養病棟入院基本料を算定する病棟において、下記の看護職員配置により看護を行っています。

当院の入院基本料の施設基準等に関する事項（看護要員の対患者割合・構成）は次のとおりです。

時間帯	区分	配置基準
日勤（8:30～17:00）	看護師	入院患者 8 人に対し 1 人以上
	看護補助者	入院患者 12 人に対し 1 人以上
夜勤（17:00～翌 8:30）	看護要員	入院患者 16 人に対し 1 人以上

2. 地方厚生（支）局長への届出事項について

当院は、北海道厚生局長に対し、下記の施設基準等について届出を行っています。これらの届出に基づき、患者の皆さまは関連するサービスを受けることができます。

届出している施設基準等	区分
療養病棟入院基本料	基本
診療録管理体制加算 3	基本
療養病棟療養環境改善加算 1	基本
医療安全対策加算 2	基本
データ提出加算	基本
入退院支援加算	基本
認知症ケア加算	基本

届出している施設基準等	区分
入院時食事療養（Ⅰ）・入院時生活療養（Ⅰ）	食事
情報通信機器を用いた診療	特掲
がん治療連携指導料	特掲
検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料	特掲
C T撮影及びM R I撮影	特掲
脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ）	特掲
運動器リハビリテーション料（Ⅱ）	特掲
外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）	ベア
入院ベースアップ評価料48	ベア

※届出内容に変更が生じた場合は、本一覧を最新の届出状況に更新してください。基準日：令和8年5月1日現在。

3. 明細書の発行状況について

当院は、医療の透明性や患者の皆さまへの情報提供を積極的に推進するため、医療費の内容の分かる領収証を無料で発行するとともに、希望される方には個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を発行しています。

明細書には、使用した薬剤の名称や行った検査の名称が記載されます。

明細書には、薬剤の名称や行った検査の名称が記載されます。ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への交付も含めて、明細書の交付を希望されない場合は、事前に受付までお申し出ください。

4. 保険外負担（自費でご負担いただく費用）について

当院では、保険診療と直接関係のないサービス等について、下記の費用を患者の皆さまにご負担いただいています。なお、治療（看護）行為及びそれに密接に関連したサービス・物品について費用を徴収することはありません。

項目	金額（税込）
床頭台システム（1日）	500円
ガーゼねまき	2,310円
死後処置料	5,500円
髭剃り用カセット刃	6,380円
各種文書料（証明内容により異なります）	1,100円～33,000円

項目	金額（税込）
ライフリー 外モレ安心さらさらパッド（外来診療時・使用分のみ）	26 円
ライフリー リハビリパンツ M（外来診療時・使用分のみ）	62 円
ライフリー リハビリパンツ L（外来診療時・使用分のみ）	68 円
ライフリー 介護用シート（外来診療時・使用分のみ）	100 円

※ドライヘッドケアの金額は写真の反射により不鮮明でした。500 円で記載していますが、実際の金額を必ず確認の上、修正してください。また、内容に変更が生じた場合は随時更新してください。

5. 入院時の食事療養について

当院は、入院時食事療養（Ⅰ）・入院時生活療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士による管理のもと、適時（夕食は午後 6 時以降）・適温の食事を提供しています。

入院時の食事に係る標準負担額は、国の定めるところによります。

6. 情報通信機器を用いた診療（オンライン診療）について

当院は、情報通信機器を用いた診療に係る施設基準の届出を行っています。実施にあたっては、厚生労働省の「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を遵守しています。

- ・ 情報通信機器を用いた診療の初診において、向精神薬の処方はいりません。
- ・ 当院における「オンライン診療の適切な実施に関する指針」の遵守状況を記入したチェックリストを掲示しています。

※ 厚生労働省「オンライン診療指針」の遵守確認チェックリスト（当院での対応状況を記入したもの）を併せて掲示する必要があります。別紙として準備し、HP にも掲載してください。

7. 後発医薬品の使用について（参考）

当院は、医療の質を確保しつつ患者負担の軽減と医療保険財政の改善に資するため、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組んでいます。医薬品の供給状況によっては、投与する薬剤が変更となる場合があり、その際は患者の皆さまに十分に説明いたします。

※ 本項目は、地域支援・医薬品供給対応体制加算等の届出がある場合に揭示が必要です。御院は当該加算の届出がないため必須ではありません（任意揭示）。不要であれば本項目ごと削除してください。

作成日：令和 8 年 月 日

公益財団法人 北海道医療団 音更病院